

**〔1〕人と人がつながり、
健康でいきいきと
過ごせるまち**

(1) 市民協働のまちづくり



目指す姿

自分たちのまちに愛着を持ち、市民や地域で活動する団体と行政が連携し、安全で安心して住み続けられるまちづくりが住民主体で行われている。

関係するSDGs



現状と課題

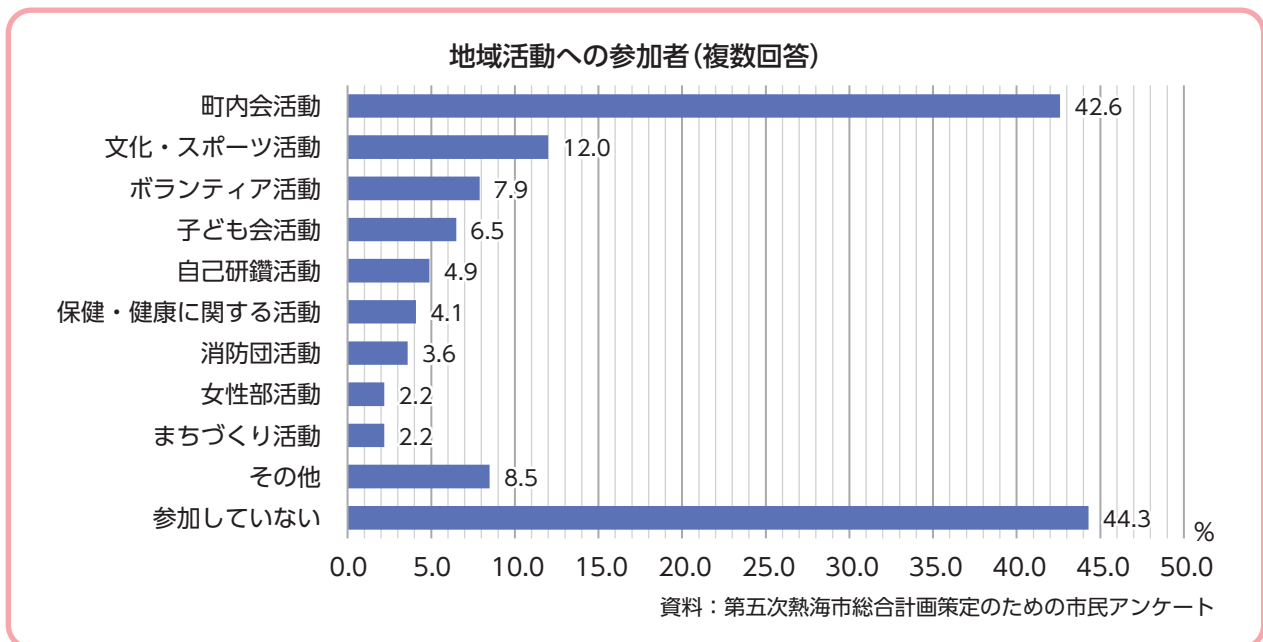
人口減少、高齢化の進行により、地域の様々な活動において担い手が不足している中、まちの課題は多様化・複雑化しており行政や既存の団体単独による行動だけでは解決が困難になっています。

ライフスタイルや価値観の違いにより地域活動への関心が希薄化することで、加入・参加する人が減少する一方、NPOやボランティアなど地域に捉われない自分の特技や関心事への参加の高まりが見られます。

まちづくりをより効率的、効果的に進めるためには、まちの目指す姿を住民一人ひとりが自分ごととして捉え、自ら行動に移すことが求められます。さらには、多様な主体がまちづくりの担い手としてお互いを知り、専門的知識や能力・経験を生かし、助けあいながら取り組むことが不可欠です。

地域での多種多様な住民や団体の顔の見える交流が地域福祉としての見守りや大規模災害などのいざという時の支えあいに結びつき、心の豊かさが将来にわたり安心して暮らせるまちづくりを持続させることとなります。

関連データ



協働の取組

市民

- 地域の課題を自分ごととして捉え、市政、地域の団体の活動に関心を持つ。
- 地域の人や団体と関わりを持ち、できる時にできることから参加する。
- 身近な暮らしの課題に自ら取り組み、解決する力を養う。

地域活動等

- 情報発信を行い、活動内容や地域課題の共有に努める。
- 市民の働き方や多様性を認識し、誰もが参加しやすい地域活動を目指す。
- 持続可能な活動のために資金調達能力を高める。

事業者

- 市政、地域団体の活動に関心を持ち、地域活動や社会貢献活動に参加する。
- 従業員が地域活動やボランティアへ参加しやすい職場環境の整備に努める。
- 社会貢献としての寄附や賛助会員などの方法による参画を推進する。

行政

- 職員の市民協働への理解を深め、市民提案や協働事業の実施に向け、部署間の柔軟な連携を促進する。
- 市民や地域の団体とのつながりや協働事業の相談を担う、中間支援機能の構築に努める。

主な事業

- 市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識を醸成する機会の提供
- 地域の交流、情報共有の場としての事例発表や意見交換の開催支援
- 現状や課題を共有し、地域の活性化や課題解決に向けた団体間の連携の促進
- 市民や地域団体からの協働によるまちづくりに関する相談・支援体制の整備
- 市民活動団体の収益確保などによる持続可能性を高めるための主体的、自立的活動の育成支援
- 協働事業市民提案制度などの仕組みの構築

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合	R 1	R 7	市民一人ひとりが地域活動に関心を持ち、行動に移すための意識醸成を図ることで、活動人口の増加を目指します。
	55.7%	65%	
協働事業市民提案制度により実施した協働事業数(累計)	R 1	R 7	地域の課題解決のために市民主体で実施する公益的な協働事業について、令和7年度までに5件の実施を目指します。
	0件	5件	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 協働の意義を認識し、協働によるまちづくりを推進するための情報提供に努める。
- 市民や地域の団体が協働によるまちづくりを行うための機会の提供に努める。
- 空き家や空き店舗を活用した地域住民や市民団体の交流の場となる拠点整備を支援する。
- 共助(解説P.98)意識の醸成のための研修、講座の実施に努める。
- 協働事業市民提案制度(解説P.98)を活用した協働事業の実施を支援する。

行政が主体的に実施する取組

- 地域の実状や課題を把握し、情報提供に努める。
- 条例や手引きなど市民協働の指針となるものを示し、意識の高揚を図る。
- 市政の透明化を進め、市の政策形成過程における市民参画を充実させる。
- 多種多様な主体との交流、対話の場を設ける。
- 協働のノウハウを蓄積し、情報の共有を図る。
- 次世代の担い手として、子どもたちのボランティア活動や地域活動への参加意識を高めるため、学習や体験機会を提供する。



(2) 地域福祉の推進



目指す姿

住み慣れた地域で、住民がともに支えあい、誰もが生涯を通じて生きがいを持ち、安心して暮らしている。

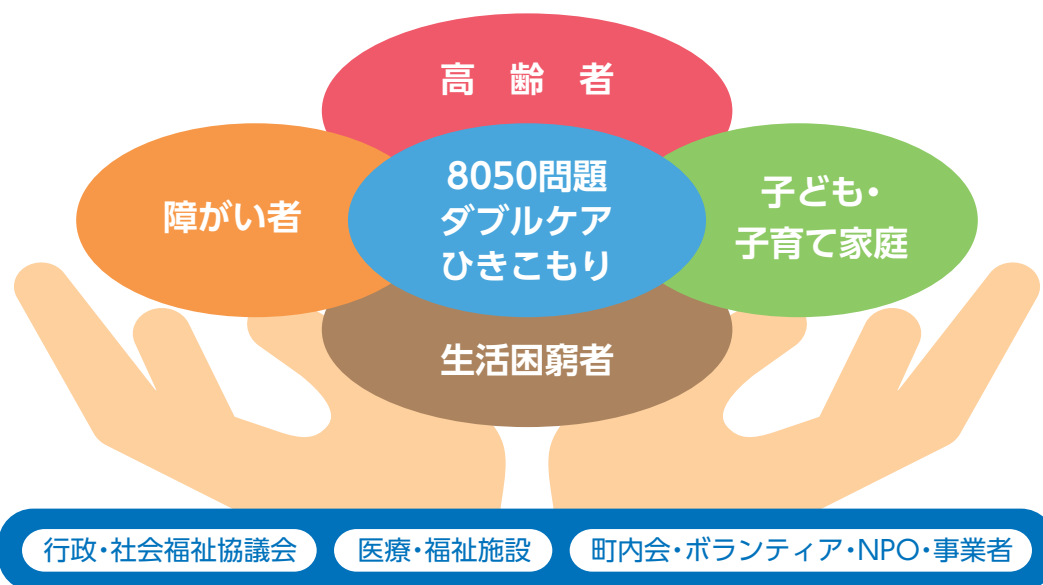
関係するSDGs



現状と課題

現在、高齢化が進む本市の高齢化率は47.8%（令和2年4月1日現在）であり、そのうち単身高齢者世帯は高齢者世帯の58.8%と半分を超えています。団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）に向けて、当面は医療・介護需要の高まる75歳以上の人口は増加していきます。一方でその後は後期高齢者人口も減少に転じ、生産年齢人口はさらに大きく減少していくため、担い手不足の課題が大きくなっていきます。また、社会情勢の変化などにより、育児と介護のダブルケアや8050問題（解説P.93）のような課題の複合化・複雑化や、既存サービスの対象とならない事例など、これまで対象者ごと、分野ごとに整備されてきた公的サービスだけでは対応が困難な事例も増加しつつあります。また、新型コロナウイルスの影響などによる景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や、新しい生活様式による地域活動の変容なども生じています。こうした新たな課題を見据えて、地域や公的サービスのあり方を改めて見直すことが必要です。地域の絆によって住民相互が支えあい、地域や行政の取組や民間のサービスなどが連携することで、身近な困りごとを解決し、一人ひとりの生活が豊かになり、将来に向けて誰もがいきいきと生活することができる地域共生社会を作っていくことが必要です。

地域共生社会に向けた包括的支援のイメージ



協働の取組

市民

- 誰もが、地域で暮らす人々の多様性を受け入れ、個人を尊重しあい、偏見や差別を生まない意識を醸成する。
- 個人の状況にあわせて地域活動に参加し、地域福祉に対する意識を高める。

地域活動等

- 町内会、民生委員児童委員(解説P.102)、高齢者相談センター、社会福祉協議会など、地域の様々な主体が連携し、身近な地域で課題を解決していくことのできる支えあいの地域づくりを進める。
- 地域活動を行う団体は、地域住民が参加しやすい環境づくりに努める。

事業者

- 医療機関や社会福祉法人などの福祉関係機関は、福祉の主な提供主体として、他分野とのつながりも広げながら市民生活を支える。
- 高齢者や障がい者、子育て世代など様々な人が働きやすい労働環境を整備し、地域就労の場を提供する。
- 地域づくり、地域福祉の主体として参画する。

行政

- 地域福祉を推進するため、市民や様々な主体が連携できるよう、関係機関とつなぎ役や調整を行う。

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者が役割を果たせるよう支援する取組

- 市民活動、地域活動の周知を行う。
- 活動する人と人がつながり、交流や新しい活動が生まれる仕組みづくりを支援する。
- 民生委員児童委員など地域生活課題の解決につながる活動を支援する。

行政が主体的に実施する取組

- 人と人、人と資源を結びつけるネットワークのつなぎ手となる地域福祉を推進するコーディネート機能の設置に努める。
- 分野を横断した相談に対応する。
- 個人のニーズにあった地域活動、ボランティア、就労などにつなげる社会参加を支援する。
- 様々なサービスなどの情報を体系化し、ホームページ、広報、SNS(解説P.94)など、欲しい人に届く情報を発信する。
- 総合福祉センターの活用など世代や属性を超えて市民同士が交流できる場や居場所づくりに努める。



主な事業

- 市民一人ひとりや世帯が抱える複合化、複雑化した課題解決につながる総合相談機能と包括的支援体制の整備
- 市と社会福祉協議会で連携し、市民、地域活動団体、事業者等、地域福祉を推進する様々な主体を支える取組
- 市民や医療・福祉の専門職、公的機関が一体となって、医療・介護の提供、予防や健康づくり、生活の支えあいに取り組む「熱海版地域包括ケアシステム(解説P.96)」の推進

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
地域活動に参加している市民の割合 【再掲】	R 1	R 7	市民一人ひとりが地域活動に関心を持ち、行動に移すための意識醸成を図ることで、活動人口の増加を目指します。
	55.7%	65%	
困っているときに家族以外に相談できる人がいる人の割合	R 1	R 7	相談機能の充実や地域での見守りなどにより、家族以外に相談できる人がいる人の割合を増やすことを目指します。
	87.4%	90%	

(3) 生涯を通じた健康づくり



目指す姿

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康づくりに取り組み、必要な時は周囲の人のサポートや医療を受けながら、誰もが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送っている。

関係するSDGs



現状と課題

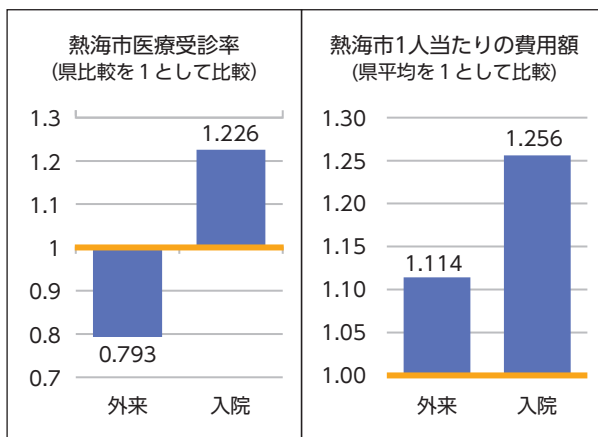
本市の主な死因の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患と肺炎で、3大生活習慣病の死亡者数は全死亡者数の半数を占めています。健康診査の受診率が県平均より低いことに加え、平成30年度の特定健康診査受診者のうち生活習慣の改善を実施している人の割合が国・県より低い結果になっています。また、本市の特徴として、男女ともに糖尿病有病率・習慣的喫煙率が高く、特に女性の習慣的喫煙率は県平均の2倍以上となっており、生活習慣病を予防する取組が必要です。

健康で長生きをするためには、疾病の早期発見・早期治療が大切です。疾病の予防には、日ごろの健康管理と健康診査などの受診が大切なことから、健康診査などをより受診しやすい環境を整えるとともに、周知・啓発を強化して市民の健康診査の受診率を向上させる取組が必要です。

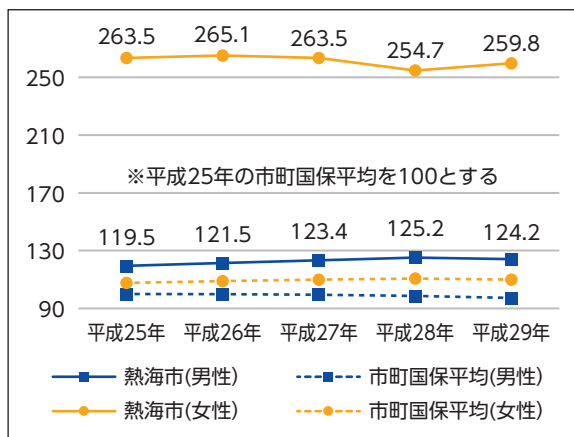
市民一人ひとりが早い段階から運動習慣と栄養バランスが摂れた食生活を心掛け、健康に良い生活習慣を身につけることが重要であり、生涯を通じた健康づくりが求められています。

関連データ

平成24年-平成30年 国民健康保険の状況



特定健康診査受診者の習慣的喫煙者の状況



資料：健康づくり課

協働の取組

市民

- かかりつけ医を持つなど、日ごろから健康管理を心掛ける。
- 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- 運動習慣を身につける。

地域活動等

- 地域において健康に関する情報の共有を行う。
- 地域が一丸となって健康づくりを推進するような体制をつくる。

事業者

- 従業員の健康管理を考慮した働きやすい職場環境の整備を推進する。
- 事業所において従業員の健康診査ができる環境を整える。

行政

- 健康づくりに関する情報を集約し発信する。
- 個人の健康づくりをサポートする組織や団体の活動を支援する。

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 自分の健康は自分が作ることを意識し、生活習慣を整えることの重要性について、市民への啓発に努める。
- 自己の健康管理のため、かかりつけ医、かかりつけ薬局、かかりつけ歯科医を持つことについて、市民への啓発に努める。
- 市民主体の健康づくり活動が活発に行われるようにサポートする。
- 必要な時に必要な健康づくり情報が得られるように、情報を提供する。
- 健康診査の結果や受診の記録、お薬手帳等は一元化し、健康管理に役立てることを、市民に伝える。
- 介護予防のための運動習慣の定着を進める支援を行う。

行政が主体的に実施する取組

- 誰もが活用しやすい健康づくり情報を伝える。
- 市民の健康づくりをサポートする組織や団体などの活動を支援する。
- かかりつけ医、かかりつけ薬局、かかりつけ歯科医が患者の情報を共有し、効果的に治療ができるような体制づくりを推進する。
- 子どもから高齢者まで生涯を通じた食育(解説P.100)を推進する。

主な事業

- ICT(解説P.93)等を積極的に活用し、健康づくりに関する情報を集約し発信
- 個人の健康づくりをサポートする組織・団体の活動を支援
- 健康づくり活動のモチベーションを高める取組を実施
- 医療従事者が関係機関と情報共有し、連携する仕組みの構築
- 地域における食育推進活動を支援



指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
特定健康診査受診者のうち、生活習慣の改善を実施している人の割合	H30	R 7	生活習慣の見直しを喚起していくことで、生活習慣病での死亡数減少を目指します。
	51.7%	73.0%	
特定健康診査の受診率	H30	R 7	熱海市データヘルス計画(解説P.96)では令和5年度36.6%を目標としており、令和7年度には40.0%を目指します。
	30.2%	40.0%	

(4) 障がい者福祉の充実



目指す姿

障がいのあるなしに関わらず、お互いが尊重しあうとともに、障がいのある方が、自らが望む住み慣れた地域で安心して暮らしている。

関係するSDGs



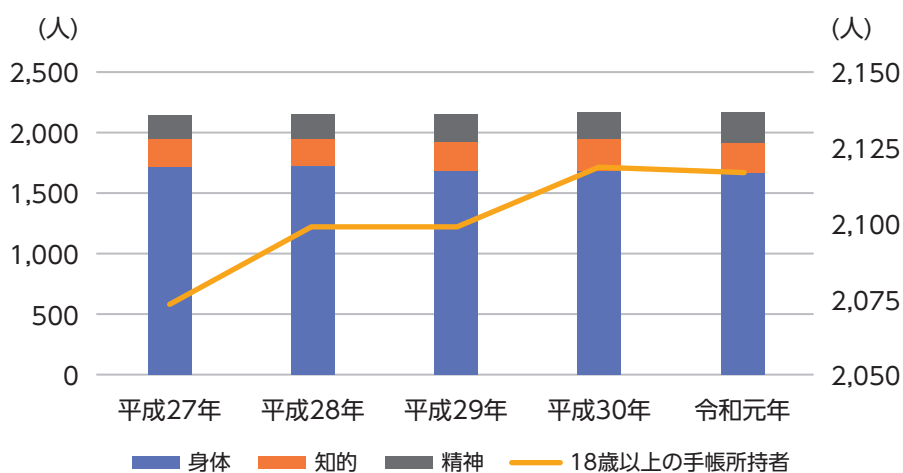
現状と課題

ノーマライゼーション(解説P.101)の理念のもと、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められています。障がいのある方が、自らが望む住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、住まいや生活支援のサービスについて、より一層の充実を図るとともに、自らも地域社会の一員として活動ができるよう、就労機会の確保や地域活動への参加がしやすい環境の整備が必要です。

また、障がいのある方、その家族の高齢化が進んでいることから、障がいのある方の重度化や親亡き後を見据え、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるための体制づくりを地域全体で支えていくことが必要となっています。

関連データ

障害者手帳所持者数と18歳以上所持者数の推移



資料：社会福祉課

協働の取組

市民

- 障がいを理解し、障がいのある方に配慮する。

地域活動等

- 障がいを理解し、障がいのある方が地域での活動に参加しやすくなるよう配慮する。

事業者

- 障がいを理解し、障がいのある方に配慮する。
- 雇用機会の確保と提供を行う。

行政

- 障がいのある方が身近に相談できる場所を確保する。
- 地域で安心して暮らしていただけるための体制をつくる。
- 障がいのある方が生活を営む上で社会的な障壁がなくなるよう啓発する。

主な事業

- 基幹的な相談支援体制の整備
- 地域生活支援拠点等(解説P.101)の整備
- 短期入所が可能な施設の誘致等
- グループホームの誘致
- 関係機関と連携した就労機会の提供
- 権利擁護の推進

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
基幹相談支援センターの整備	R 1	R 7	令和7年度までに、3種類の障がいに対応した相談窓口である基幹相談支援センターの整備を目指します。
	0か所	1か所	
短期入所を提供できる事業所等の確保	R 1	R 7	令和7年度までに、市内において短期入所を提供できる事業所を確保することを目指します。
	0か所	1か所	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 関係機関と連携し就労機会の確保に努める。
- 障がいのある方とない方の交流の場の確保に努める。
- 障がいを理由とする差別や社会的障壁がなくなるための意識の普及に努める。

行政が主体的に実施する取組

- 身近な場所で相談できる体制の確保に努める。
- 地域で安心して暮らしていただけるための体制の整備に努める。
- 短期入所について施設の誘致や緊急時の対応ができるサービス体制の確保に努める。
- 障がいサービスの情報提供や障害者差別解消法に関わる啓発に努める。



(5) 高齢者福祉の充実



目指す姿

高齢になっても、住み慣れた地域で地域とのつながりを大切にしながら生活を続けることで、生きがいを失わず、互いに助けあい、生涯にわたり健康で幸せに暮らしている。

関係するSDGs

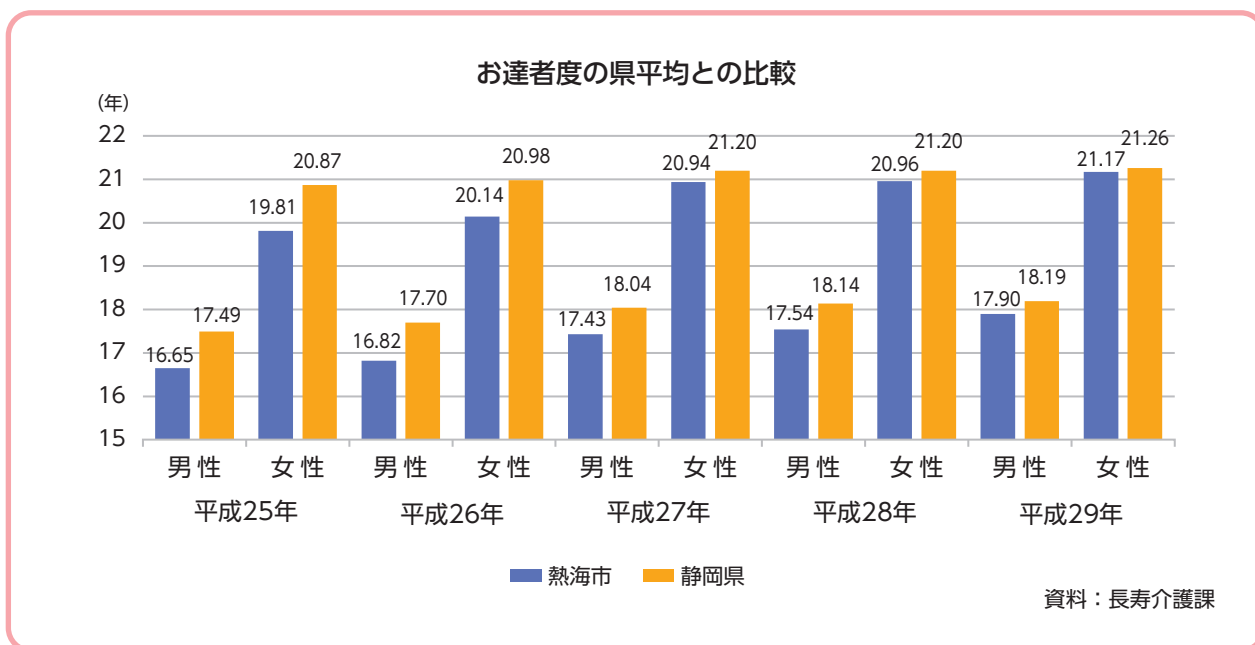


現状と課題

本市は、高齢化率が高く、ひとり暮らしの方や高齢者のみで暮らす方が多いという特徴があります。その為に病気や骨折等を要因として体力が低下し、買い物や掃除、ごみ出しなど生活上の些細な事ができなくなると、生活困難に陥る可能性が増してしまう現状があります。県では65歳以上の人が自立して生活できる期間を「お達者度(解説P.97)」として市町別で公表していますが、本市は男女ともに県平均を下回っています。

地元で生まれ育った方、仕事を求めて移住して来た方、さらに温泉地という土地柄から保養の為に移住して来た方々など様々な背景を持つ住民が混在し、互助(解説P.98)の機能が十分に発揮できない地区が多いのも特徴の一つです。すべての高齢者が地域で生きがいを持ち続けられるよう、高齢者の豊かな経験、知識や技術が就労や社会参加に生かされ、地域社会とつながる、いきいきと暮らせるまちづくりが求められています。

関連データ



協働の取組

市民

- 自分の健康に関心を持ち、各種健康診査を積極的に受診し、主体的に介護予防に取り組む。
- スポーツや趣味活動、ボランティア活動、地域サロン(解説P.101)などに参加し、積極的に人との交流を図る。

地域活動等

- 様々な活動の中で、介護予防に積極的に取り組む。
- 活動を通じて参加者同士や地域が交流できる場を作る。

事業者

- 行政や医療・介護などの関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援を行う。

行政

- 市民の健康づくりや介護予防に対する理解を深めるために、様々な機会を利用し啓発する。
- 他部署と連携した事業展開を行う。
- 住民の福祉のための地域づくりを支援する。

主な事業

- 在宅サービスや施設サービス福祉用具など介護サービス・介護予防サービスの充実
- 在宅生活安心システム(解説P.99)や高齢者等給食サービス事業(解説P.98)など高齢者福祉サービスの充実
- 権利擁護の推進【再掲】
- 認知症サポーター養成講座など認知症施策の充実
- 地域ケア個別会議(解説P.101)・地域ケア推進会議(解説P.101)を実施

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
お達者度の向上	H29	R7	高齢者が自立して暮らせる期間を示すお達者度をさらに延ばすことを目指します。
	男性17.90年 女性21.17年	男性18.59年 女性21.97年	
高齢者の集いの場の数 (地域サロン・総合事業通所型サービス)	R1	R7	高齢者のつどいの場である地域サロンや総合事業通所型サービス(解説P.100)の設置数増加を目指します。
	28か所	35か所	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 各種健康診査を受診し易い体制を整備する。
- 個人レベルでの健康づくりや介護予防が進むように情報を発信し、健幸チャレンジ事業(解説P.98)など取り組み易い事業を展開する。
- 地域で開催される通いの場・趣味活動・運動教室などが、多様な形態で開催され、容易に運営できるように後方支援をする。
- 高齢者が住み慣れた場所で最後まで自分らしく暮らせるように、終活支援事業を展開する。

行政が主体的に実施する取組

- 高齢者の地域での生活を支えるために介護保険サービスや地域支援事業を充実させる。
- 住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、医療機関、介護事業所、救急隊などが連携し在宅医療・介護連携(解説P.99)の推進を図る。
- 地域ケア会議(解説P.101)などを実施し、地域に必要な資源の開発や施策の立案を行う。
- 認知症になった人も安心して地域で暮らせるように認知症施策を充実させる。



(6) 資源環境と地球温暖化対策の推進



目指す姿

環境に対する意識の高揚により、廃棄物の減量、再資源化による環境負荷の低減が図られ、市民、事業者、行政が一体となって省エネルギーの推進や、低炭素型・循環型社会(解説P.100)の形成への取組が進められている。

関係するSDGs



現状と課題

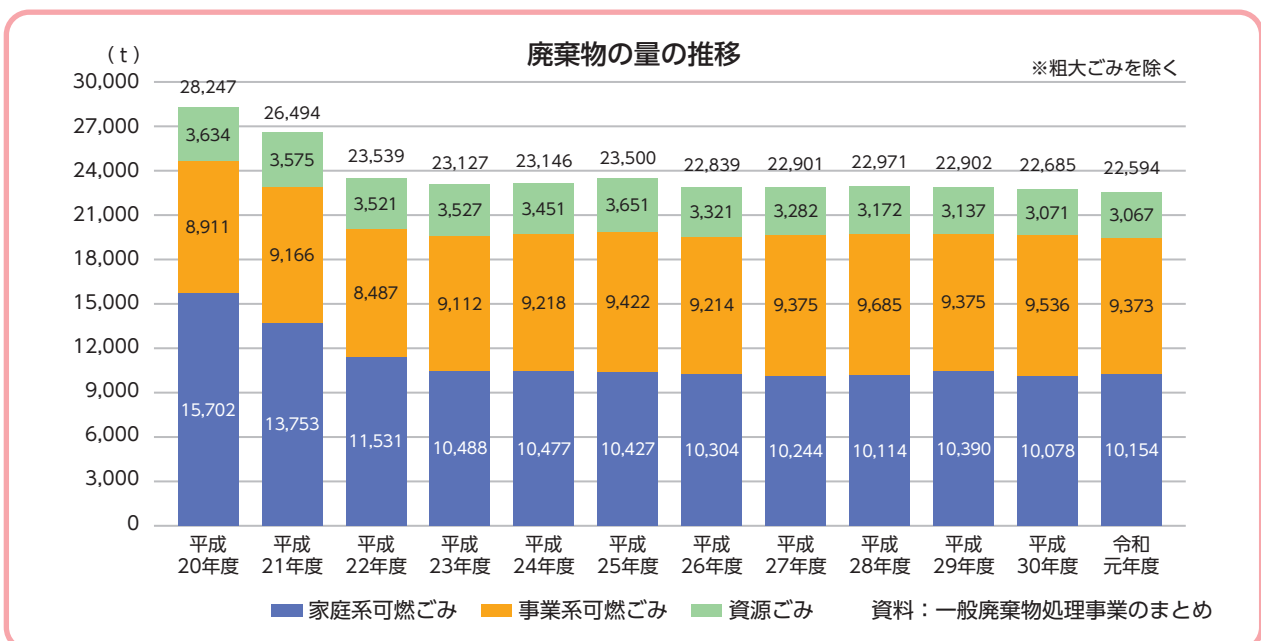
本市では、可燃ごみ及び粗大ごみ処理有料化によるごみの減量と分別回収による再資源化により、温室効果ガス(解説P.97)による環境負荷への軽減を図ってきました。

この結果、市民のごみ減量への意識は高まり、ごみの排出量は、減少傾向にありますが、可燃ごみの約2割を占めている食品廃棄物の削減は、環境負荷低減の観点からも重要な課題となっています。

老朽化が進んでいるエコ・プラント姫の沢を大規模修繕することで、ごみ焼却の効率化を図っていますが、今後は、持続可能な適正処理に向けたごみ処理の広域化・施設の集約化等についての検討が課題となっています。

地球温暖化対策として、太陽光発電設備の設置支援や、街路灯のLED化などにも取り組んできましたが、今後は、市民や事業者などに対し、地球温暖化防止につながる具体的な行動を促すとともに、再生可能エネルギー(解説P.99)の普及と省エネルギーの推進を図っていく必要があります。

関連データ



協働の取組

市民

- 廃棄物削減のため、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)、リフューズ(断る)、リターン(戻す)、リカバー(回復)の6Rに取り組む。
- 「雑がみ回収プロジェクト」に参加する。
- 食品ロス(解説P.100)に関する意識を持つ。

地域活動等

- 廃棄物削減のため、6Rを実践する。
- 「雑がみ回収プロジェクト」に参加して、ごみ減量とリサイクルに協力する。

事業者

- 廃棄物削減のため、6Rを実践する。
- 環境負荷の少ない自然にやさしい設備を導入する。
- 食品ロスを削減するため、計画的な製造、販売を実施する。

行政

- 地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制等の対策を推進する。
- 再生可能エネルギーの導入を促進する。

主な事業

- ごみ減量と再資源化の推進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 学校・地域・事業所におけるリサイクル活動への支援
- ごみ焼却施設の適正な維持管理
- 地球温暖化防止の啓発
- 再生可能エネルギー利用システムの設置支援
- 省エネルギー対策についての市民意識の啓発

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
ごみの総排出量 (粗大ごみを含む。)	H30	R7	ごみの減量に関する啓発とリサイクル活動への支援を行うことで年1%のごみの総排出量の削減を目指します。
	23,100 t	21,483 t	
雑がみ回収プロジェクトの回収量(累計)	R1	R7	リサイクルに関する意識の高揚を図ることにより、資源ごみの回収量の増加を目指します。
	660t	1,110t	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 6Rの啓発に努める。
- 省エネルギー対策についての意識啓発に努める。
- 「雑がみ回収プロジェクト」の活動支援とごみ減量とリサイクルに対する意識啓発に努める。
- 食品ロス削減に関する意識啓発に努める。

行政が主体的に実施する取組

- 廃棄物の発生回避・排出抑制を基本とし、再利用・再生利用の効率的な推進と廃棄物の適正処理に努める。
- エコ・プラント姫の沢については、廃棄物処理の広域化を含め、今後の可能性に向けた検討を進める。
- 資源環境、地球温暖化対策に関する具体的な施策の推進を図る。



(7) 環境意識の向上と地域環境の保全



目指す姿

市民等が自ら環境保全の意識を高め、環境に配慮した行動を実践し、豊かな自然環境や生活環境が守られている。

関係するSDGs



現状と課題

温暖な気候と温泉に恵まれた本市は、自然の恩恵によって発展してきたまちでもあります。この豊かな自然環境を将来に引き継ぐとともに、安全で安心な生活環境を確保していくため、河川、海域の水質検査や自動車騒音測定などによる常時観測を実施しています。

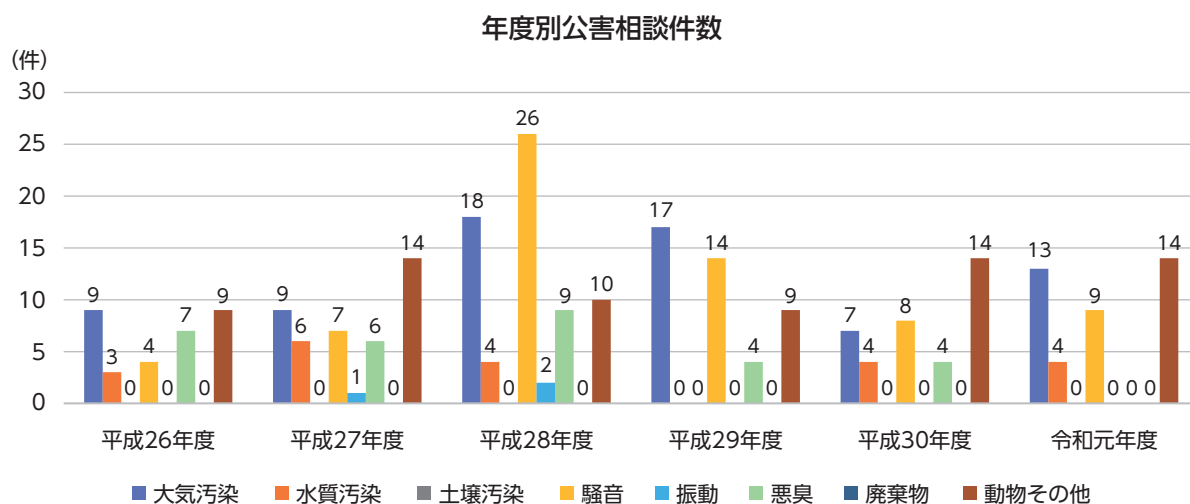
この結果、環境基準は概ね保持されているものの、依然として悪臭や騒音等の相談は絶えないため、監視や調査を継続しながら発生原因を解析していく必要があります。

環境基準を保持していくためには、公害対策や廃棄物の適正処理等、地域特性に応じた効率的な環境保全対策を推進することが重要です。

さらに、温泉によって発展した本市には、地域の自然をしっかりと守り、共生するまちづくりが求められています。また、良好な環境保全活動に向けた実践活動として、町内会や事業者による清掃活動などが行われていますが、活動に参加する人や団体は固定化している傾向にあります。

今後は、市民一人ひとりの自らの意識や行動が生活環境だけではなく、地球環境に大きな影響を与える時代であることを認識し、より環境について関心を持つよう、情報に触れ、学び、気づく機会を提供していくとともに、実践活動を普及していく必要があります。

関連データ



資料：協働環境課

協働の取組

市民

- 一人ひとりが自らまちを美しくしていくための意識を持つ。
- 良好な自然環境を保持するために、河川、海岸清掃等に参加する。
- 不法投棄や野焼きなどの不適正なごみの処分はしない。
- 温泉の有益性について、様々な機会を通じて学ぶ。

地域活動等

- 観光地にふさわしい景観を保持するため、地域で一体となり、まちを美しくしていく協働意識を高める。
- 良好な自然環境を保持するために、河川、海岸清掃等を定期的に行う。
- 鉱泉地等の環境保全のため、樹木伐採などを行う。

事業者

- 観光地にふさわしい景観を保持するため、まちを美しくしていく協力体制、意識を高める。
- 良好な自然環境を保持するために、河川、海岸清掃等を定期的に行う。
- 用水、井戸水などの利用に際しては、定められた基準を遵守する。

行政

- 環境意識の向上を促進するため、情報を提供するとともに、環境学習の場と機会を創出する。
- きれいなまちづくりを推進するための協働活動を支援するとともに、持続可能な循環型社会(解説P.100)の実現を目指す。

主な事業

- 環境美化意識の向上のための啓発や不法投棄の取り締まりの実施などによるきれいなまちづくりの推進
- 幼児期から環境保護意識を持つ事ができるよう、学校等における環境教育・環境学習の推進
- 公害を未然に防止するための公害防止指導
- 生活排水などによる河川や海の汚濁防止のための浄化槽の適正管理の啓発
- 環境保全活動ができる機会や場づくりなどの支援による環境保全の啓発
- 市民等との協働により環境に対する取組をさらに推進するための第三次熱海市環境基本計画(解説P.94)の策定
- 持続可能性の高い温泉資源の利用方法についての研究の推進

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
環境教室の参加者数	R 1	R 7	環境保全の意識の高揚を図るため、環境意識の向上などを目的とする環境教室への参加者数の増加を目指します。
	301人	350人	
公害相談件数	R 1	R 7	環境保全への意識の高揚を図ることで各種の公害に対する相談件数の減少を目指します。
	40件	20件	
不法投棄処理件数	R 1	R 7	市民等への啓発を行い、不法投棄防止パトロールを強化することで処理件数の半減を目指します。
	40件	20件	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- きれいなまちづくりを推進するため、自らまちを美しくしていく意識を高める取組を支援する。
- 良好な自然環境を保持するため、河川、海岸等の清掃活動を啓発、推進する。
- 環境行動を実践するきっかけづくりとして、学校等における環境教育・環境学習を推進する。
- 市内の鉱泉地の現況調査のため、温泉組合との情報連携を円滑に行うための仕組みを検討する。

行政が主体的に実施する取組

- 騒音、振動、大気、水質汚染状況の監視及び測定を継続して実施する。
- 適正な汚水処理を普及促進し、し尿浄化槽汚泥の安定的な処理につなげる。
- 環境意識の向上や保全に関する具体的な施策の推進を図る。
- 温泉の湧出の持続可能性を高める調査研究を進める。



(8) 消費生活の安定と向上



目指す姿

消費者が商品やサービスに関する正確な情報を入手でき、適正な契約・取引が行われることにより、安全な商品やサービスを安心して消費できている。

関係するSDGs



現状と課題

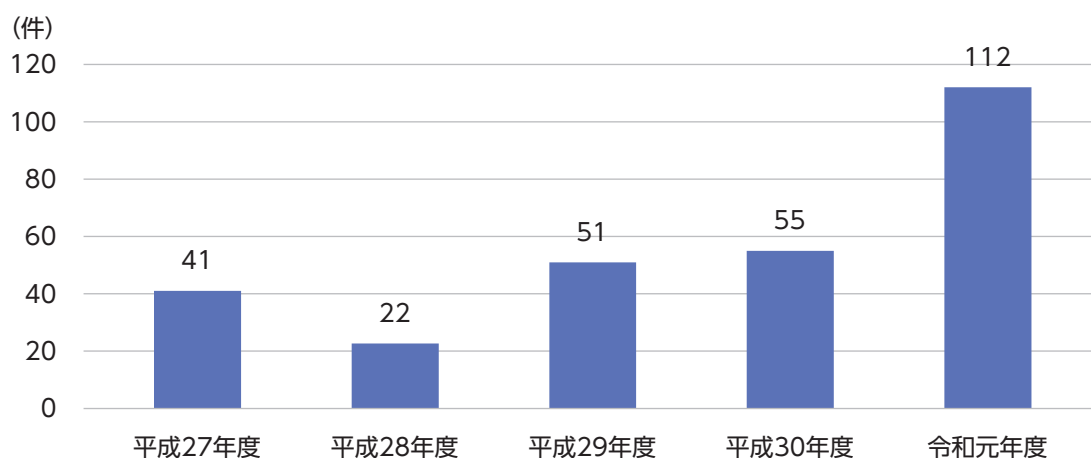
消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や高度情報通信社会の進展などにより大きく変化しており、それに伴い消費者トラブルや被害の内容等も変化しています。商品・サービスの多様化や複雑化を背景に、消費者と事業者の間には、情報の質及び量、交渉力の格差が存在しています。悪質商法(解説P.94)による被害も後を絶たず、特に高齢者世帯が狙われる訪問販売や電話勧誘などの被害が深刻化しています。

本市では、消費に対しての心配ごとなどを気軽に相談できる体制の構築を目的として、消費生活相談専門員を設置し、不安解消に努めています。

消費行動は、社会経済情勢や地球環境に大きな影響を及ぼします。消費者が賢く学び、自らの意思と責任によって選択・行動することで、より良い生活環境に変えていくことができます。消費者が社会に積極的に参画する「消費者市民」としての成長が、社会の仕組みを変革し、持続可能な未来をつくることにつながります。

関連データ

消費生活相談件数



資料：協働環境課

協働の取組

市民

- 消費生活に関する知識の習得、情報収集を行う。
- 消費者被害を認識し、被害にあった場合に適切に対処する能力を身に付ける。
- 人や社会、環境、地域に配慮した消費行動であるエシカル消費(解説P.97)の実践に努める。

地域活動等

- 消費者団体において消費者被害の防止、救済のための活動や消費者教育を担う人材の輩出・育成に努める。
- 高齢者等の消費者被害の未然防止、拡大防止のため、関係機関の連携による見守り活動に取り組む。

事業者

- 供給する商品・サービスに関する消費者の安全や公正な取引の確保に努める。
- 明確でわかりやすい情報提供や開示情報の充実を図り、苦情などに適切に対応する。

行政

- 制度や施策等を多くの消費者・事業者にも周知するとともに、新たに生じた消費者問題を迅速に把握し、若者や高齢者など特性に応じて確実に伝える。

主な事業

- 消費生活相談員や消費者団体と連携した講演会や出前講座等による知識の普及
- 成人年齢の引き下げに伴う若年層への消費者教育の充実
- 悪質業者やSNS(解説P.94)による広告、通信販売など契約トラブルに遭いやすい事例の情報発信
- 関係機関や見守り者となつたりのある団体と連携した見守り体制の構築
- 消費者支援の専門知識を有する消費生活相談員による相談体制の充実

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
消費生活相談窓口でのトラブルや被害の相談件数	R 1	R 7	消費に対しての心配ごとなどを気軽に相談できる体制を整え、消費に対する不安解消を目指します。
	112件	150件	
消費者生活講座の受講者数	R 1	R 7	より多くの市民に賢い消費者であるための知識の普及を行い、より多くの人が聴講の機会を得られるように講座の開催頻度を高め、受講者数の増加を目指します。
	0人	100人	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 消費者情報、被害情報等を収集し、情報発信に努める。
- 消費者団体や事業者と継続的な意見交換の場を通じた相互の連携強化を図る。
- 消費者問題に関する意見や政策提言を把握し、その活用を推進する。
- 地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援のあり方を検討する。
- 環境や資源エネルギー等への影響を自覚し、行動できる消費者市民意識の高揚を図る。

行政が主体的に実施する取組

- 消費者や事業者に対する消費者行政に関わる情報提供に努める。
- 幅広い年齢を対象とした学習機会を設け、知識の普及に努める。
- 消費者被害を未然に防ぐため、消費者事故や契約トラブル、悪質商法などの注意喚起を行う。
- 資源効率の改善、廃棄物の削減とリサイクルの推進、食品ロス(解説P.100)の削減などの啓発に努める。
- 消費生活におけるトラブルの解決や事業者との交渉方法などの相談対応を行う。



(9) ジェンダー平等な社会の実現



目指す姿

誰もが平等に機会を与えられ、多様な属性の違いを生かし、個人が本来持っている能力を十分に発揮した働き方や生き方のできる社会が実現されている。

関係するSDGs

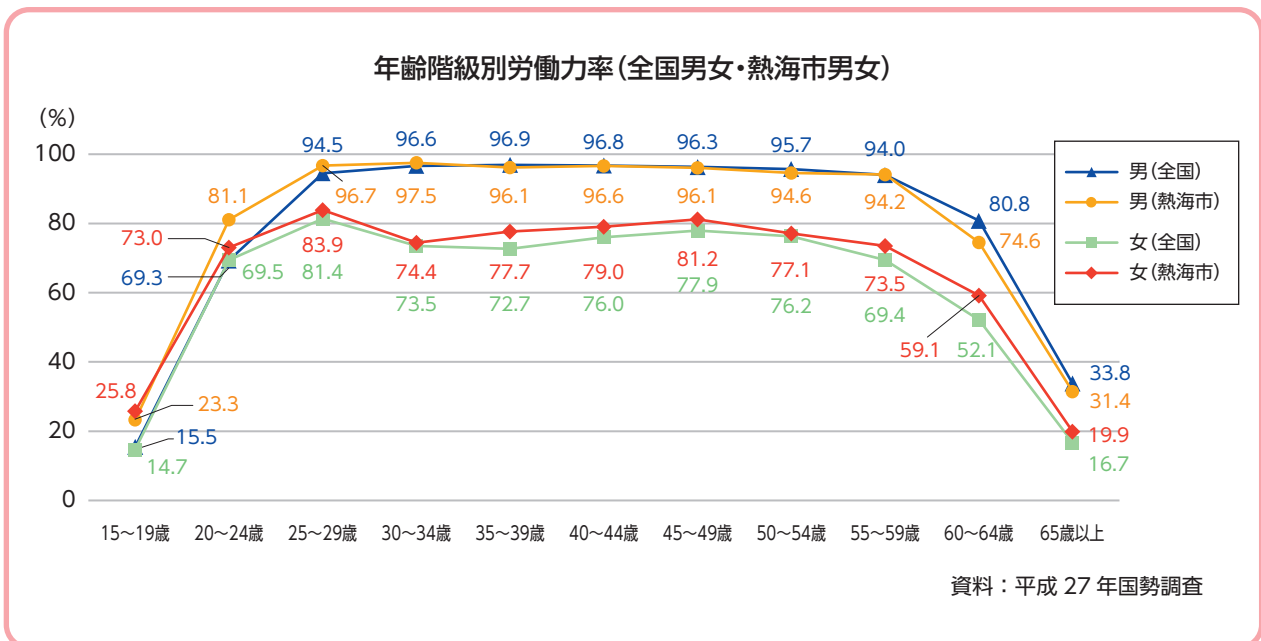


現状と課題

世界経済フォーラムが令和2年(2020年)に公表した各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(解説P.99)では、日本は世界153か国中121位で、特に経済分野115位、政治分野144位と低い評価を受けています。これは、働く場での男女格差や重要な意思決定の場に女性が少ないことなどが世界的にも問題視されていることを表しています。同様に本市でも、議員や政策決定に関わる委員、地域活動における代表や役員など様々な機会での女性の割合は依然として少ない状況です。

女性の働き方は、結婚・出産期を迎える30代に離職し、育児が落ち着くと復職する傾向にありますが、20代後半の労働力率に達するに至りません。近年の女性の活躍は着実に進展していますが、女性が育児や介護、家事労働の役割を担うことが多く、社会的に自立し、本来の能力を発揮することを妨げているといえます。人口減少や少子高齢社会においては、性別などの隔たりや固定的役割分担により、労働力不足、担い手不足にもつながっています。

関連データ



協働の取組

市民

- 男女の役割を固定的に捉えることなく、全ての人に関わる問題として意識を変えていく。
- 個人の性別や年齢、ライフスタイル、働き方などに捉われず家事や育児、介護への参画に対して責任を分かちあう。

地域活動等

- 性別・年齢に関係なく全ての住民が地域活動やその立案・方針決定過程へ参画できる体制づくり(男女共同参画)に努める。
- 子どもや高齢者などを地域で見守る支えあいの意識を養う。

事業者

- ワークライフバランス(解説P.103)を推進し、労働時間の短縮や男性の育児休暇・介護休暇の取得など働きやすい職場環境を構築する。
- 人材の多様性を尊重し、個々の能力が発揮できる配置や教育訓練等を実施する。
- 女性の再雇用や中途採用に取り組む。

行政

- 地域や職場における固定的な性別役割分担意識の見直しなどを啓発する。
- 多様なライフスタイルにあわせ、働き続けるために必要な子育て支援や介護支援などの福祉施策を充実させる。

主な事業

- 関係団体と協働し、あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた啓発活動の実施
- 安心して働き続けるための見守りや居場所づくりなど地域ぐるみで支えあう仕組みづくり
- 事業所における女性の活躍に関する状況把握・課題分析の支援
- 出産・育児後の再就職やキャリアアップ形成のためのセミナーの開催
- 男女共同参画の実現のため、審議会等委員への女性登用や、市の女性職員の管理職への登用促進

指標と目標値

指標	現状値	目指す値	指標の説明
社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感について優遇されているのは「男性」[どちらかといえば男性]とする人の割合	R 1	R 7	市民アンケート調査における男性が優遇されていると感じる割合を減少し、一人でも多く誰もが平等であると実感できる社会の実現を目指します。
	67.2%	55.0%	
市の審議会等委員に占める女性比率	R 1	R 7	女性の意識改革と市の施策・方針決定過程への女性の参画機会を増やし、委員の登用数の増加を目指します。
	22.7%	35.0%	
町内会役員の女性の割合	R 1	R 7	男女共同参画の実現のため、地域活動における意思決定の場での活躍を推進し、女性役員の割合の全国平均値を目指します。
	6.6%	12.5%	

行政の5年間の主な取組

市民・地域活動等・事業者に対する支援

- 企業や地域社会での労働力不足が懸念されるなか、男女を問わず活躍する場が与えられ、平等に評価される環境整備を支援する。
- 職場や地域活動で女性の直面する課題を把握し、課題解決のための施策を推進する。
- 多様な主体と連携し、女性の起業や地域活動など女性の活躍の場の提供と育成に努める。
- 学校、会社、生活など様々な場面で個々の多様性に対する理解を深められる取組を実施する。

行政が主体的に実施する取組

- 団体、事業者、各種組織によるジェンダー(解説P.99)平等を推進するための情報提供やネットワークづくりを推進する。
- 女性の能力向上や多様な分野での活躍に必要な知識や情報の共有に努める。
- ワークライフバランスへの理解を促すため広報啓発を実施する。
- 市の審議会等の政策や方針決定の場への女性の参画拡大に努める。
- 在宅勤務の増加に伴い、新・性別役割分業(男は仕事、女は家庭と仕事)による女性への負担やDV・虐待の増加に注視し、男性の家事、育児への参画拡大につなげる。

